

平成23年(ワ)第34419号 慰謝料請求事件

原告

被告 東京電力株式会社

準備書面 2

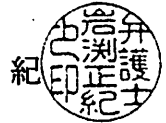
平成24年4月19日

東京地方裁判所民事第25部単3係 御中

被告訴訟代理人

弁 護 士

岩 淵 正 紀



同

竹 野 下 喜 彦



同

松 永 暁 太



はじめに

被告の準備書面1で述べたように、被告は、本件において原賠法3条1項但書の免責の抗弁を主張することは考えていない。そこで、本件事故と相当因果関係を有する原子力損害については、原賠法3条1項本文の賠償責任を被告が負担することとなり、被告の責任原因については争点とならず、原告の主張する損害が本件事故と相当因果関係を有する原子力損害に該当するかどうか本件の争点となるのである。また、本件事故と相当因果関係を有する原子力損害については、原賠法3条1項本文の賠償責任を被告が負担する以上、民法709条の一般不法行為責任を予備的に主張する必要もない。

したがって、原告の準備書面（3）の2項ないし8項について逐一認否する必要は本来ないのであるが、審理の経過に鑑み、敢えて認否を行うものである。

なお、本件事故は未だ完全には収束しておらず、事故状況や事故原因の調査・検証作業は、被告の平成23年12月2日付け中間報告書、政府の事故調査委員会（東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会）の同月26日付け中間報告、民間の事故調査委員会（福島原発事故独立検証委員会）の調査・検証報告書がそれぞれ公表されているが、国会の事故調査委員会が遅れて調査を開始し、被告及び政府の事故調査委員会も最終報告書の作成に向けて調査を継続している状況である。

このような状況から、以下における被告の認否は、主に被告作成の中間報告書に基づいて行い、最終報告書によって中間報告書の内容が変更されれば、それに応じて認否を変更することもあることを付言する。

1 「1 はじめに」について

(1) (1)について

認める。

(2) (2)について

本件事故が日本国民の生活に重大な影響をもたらしたという点は認め、その余は不知。

(3) (3)について

不知。

(4) (4)について

認否の限りではない。

2 「2 原子力発電の概要」について

概ね認める。なお、「汽水分離器」（8頁1行目）は「気水分離器」が正しい。

3 「3 本件原発の概要」について

5号機の圧力容器型式が「BWR 5」であることを除いて認める。5号機の圧力容器型式は「BWR 4」である。

4 「4 本件事故の概要」について

冒頭の3行は認否の限りではない。

(1) 「(1) 東日本大震災およびこれにより発生した津波」について
認める。

(2) 「(2) 本件原発の緊急停止」について

概ね認める。なお、水素爆発の発生（11頁7行目）については、水素濃度、着火源の有無及び圧力容器内の圧力等によって左右されることから、必ず水素爆発が発生するというものではない。また、「原子炉隔離時冷却系」の説明のうち、「タービン駆動ポンプを利用して冷却水を循環させる」（11頁16行目）としている点は、「タービン駆動ポンプを利用して原子炉内に水を補給する」が正しい。

(3) 「(3) 全交流電源喪失」について

概ね認める。なお、地震による外部電源喪失後、EDGが起動し、原子炉の安全維持に必要な電源が一旦確保されたが、その後、地震によって発生した津波が到達してEDGが運転不能となったという事実経過がある。

(4) 「(4) 電源車による電力供給の失敗」について
認める。

(5) 「(5) ベントの実施」について

第1段落（冒頭の6行）のうち、「圧力容器・格納容器の内圧が高いと、これが抵抗となって冷却水の注入を妨げる上、圧力容器や格納容器が破損される危険がある」という点は否認し、その余は認める。原子炉への注水の可否と格納容器の内圧との間に関連性はない。第2段落（なお書き部分）の認否は、8(1)力で後述する。

ア 「ア 1号機」について

「被告は、これを根拠にベントを実施した」という点は否認し、その余は認める。被告は、14時30分にD/Wの圧力低下を確認したことにより、ベントによる放射性物質の放出がなされたと判断したものである。

イ 「イ 2号機」について

「15日6時頃、S/C付近で爆発が発生し、S/Cの圧が大気圧と同等に下がった」という点は否認し、その余は認める。2号機では水素爆発は発生しておらず、圧力指示値が0MPa (abs) に低下した原因は、圧力計の故障の可能性が高いと考えられる。

ウ 「ウ 3号機」について

概ね認める。なお、「9時20分頃にはベントが実施された」という点は、「9時24分にD/W圧力が低下していることが確認されたことから、9時20分頃に格納容器のベントが実施されたと判断した」とするのが正しい。

(6) 「(6) 冷却材喪失および燃料溶融」について

冒頭の4行のうち、政府が作成した報告書に概ねア～ウの記載がされていることは認めるが、該当する報告書の名称は「原子力安全に関するIAEA閣僚会議に対する日本国政府の報告書－東京電力福島原子力発電所の事故について－」が正しい。

ア 「ア 1号機」について

燃料が冷却水から露出した時間を除いて概ね認める。被告は、露出した時間を3月11日18時10分頃と推定している。

イ 「イ 2号機」について

燃料が冷却水から露出した時間を除いて概ね認める。被告は、露出した時間を3月14日17時00分頃と推定している。

ウ 「ウ 3号機」について

燃料が冷却水から露出した時間を除いて概ね認める。被告は、露出した時間を3月13日9時10分頃と推定している。

エ 「エ SBO以前に冷却材を喪失した可能性」について

第1段落のうち、格納容器スプレイ系ポンプA及びポンプBを起動したこと（ただし、起動した時間は、ポンプBが11日15時05分頃、ポンプAが同日15時11分頃である。）、格納容器スプレイ系の機能については認めるが、起動によってLOCAの発生が推認されるとの点は否認する。格納容器スプレイ系ポンプA、Bは、LOCAの発生により自動で起動したのではなく、手動で起動させたものである。手動で起動させた理由は、外部電源の喪失に伴ってS/C内の温度が上昇するという事態が予想されたことから、それに備えてS/Cプール水の冷却を行うためと推定される。

第2段落のうち、当直の引継日誌に「15時29分、MP-3Hi-Hi警報発生」という記載があることは認めるが、その記載によって、同時刻までにLOCAが発生して、放射性物質が圧力容器外に大量に放出されたことが推認されるとの点は否認する。原子力安全・保安院が平成24年2月16日に公表した「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の技術的知見について（中間とりまとめ）」63頁において、「地震発生時（14：46）から津波到達前（15：27頃）までの間、原子炉や格納容器雰囲気監視系のモニタ等に異常な値は検出されていないことが計測記録で確認できることから、燃料棒が破損して放射性物質が環境中に放出されたとは考え難い」とされている。

第3段落のうち、津波が数回到達していること、SBOの発生が3月11日15時37分～41分であることは認めるが、その余は否認する。津波の到達前にLOCAが発生したと推認することはできない。

オ 「オ 『東京電力(株)福島原子力発電所の事故について』と被告が公表したデータとの矛盾」について

政府が作成した報告書に、1号機の燃料の冷却水からの露出を3月11日17時00分頃と推定していることが記載されていること、被告が公表した

「プラント関連パラメータ」内「数表データ」に、3月11日21時30分時点の水位について「原子炉水位（燃料域）（A）（mm）」「450」との記載があること、政府が作成した報告書の添付資料に被告が公表した資料の一部が含まれていることは認め、被告が燃料の露出を3月12日7時55分から8時10分頃であると推定していること、被告が事実を隠していることは否認する。その余は不知。上記4(6)アに記載のとおり、被告は、露出した時間を3月11日18時10分頃と推定している。当時、水位計で測定された原子炉水位はプラントパラメーターやプラントの状態に即しておらず、正しい値を示していない状態にあったと考えられる。なお、該当する報告書の名称は「原子力安全に関するIAEA閣僚会議に対する日本国政府の報告書－東京電力福島原子力発電所の事故について－」が正しいことは、既に指摘したとおりである。

カ 「カ 現在の核燃料の状況」について

概ね認める。なお、現時点における被告の解析結果によれば、1号機の核燃料については、地震発生前の位置から溶融して下方に移動し、さらに損傷燃料によって圧力容器の損傷も発生している可能性が高く、格納容器の底部に相当量滴下したものと推定し、2号機、3号機の核燃料については、損傷及び溶融し、一部が炉心部に残り、一部が原子炉圧力容器プレナム又は原子炉格納容器ペDESTALに落下したものと推定している。また、溶融した燃料が炉内構造物を融解させ燃料デブリとなって圧力容器底部から格納容器へ落下し、その結果、ペDESTALやドライウェル床のコンクリートを熱分解し、浸食している可能性はあると推定しているが、浸食は1～3号機とも格納容器内に留まっているものと推定している。

(7) 「(7) 水素爆発」について

冒頭の4行のうち、水素爆発の説明については認める。

ア 「ア 1号機水素爆発」について

水素爆発により、圧力容器及び格納容器が破損し、核燃料が外部に露出したことは否認し、その余は概ね認める。核燃料の状況は、上記4(6)方に記載したとおりである。

イ 「イ 3号機水素爆発」について

水素爆発により、圧力容器及び格納容器が破損し、核燃料が外部に露出したことは否認し、その余は概ね認める。核燃料の状況は、上記4(6)方に記載したとおりである。

ウ 「ウ 4号機水素爆発」について

水素爆発により使用済み燃料プールが崩落すら危惧される事態となったこと、燃料プール内の水が放射線で分解されて水素が発生したことが水素爆発の原因となったことは否認し、その余は概ね認める。4号機の原子炉建屋の補強工事は、燃料プールの安全性に問題があったからではなく、燃料プール底部の耐震性をより高めることを目的としたものである。また、燃料プール内の水の放射線分解による水素発生はごくわずかであるから、それが水素爆発の原因となったとは考えられない。

(8) 「(8) 2号機S/C付近での爆発」について

2号機の水素爆発は発生しておらず、S/Cの圧力低下は圧力計の故障の可能性が高いと被告が判断していること、3月15日6時50分頃、本件原発正門付近で毎時583.7マイクロシーベルトの放射線量が計測されたことは認めるが、その余は否認ないし争う。2号機で水素爆発が発生しなかった要因の一つとして、原子炉建屋最上階のブローアウトパネルの開放が挙げられる。この開放は、1号機の水素爆発の衝撃で偶然発生したものと推定されるが、これにより水素が建屋外に放出され、建屋内に滞留する水素が抑制された可能性が高いと考えられる。また、核燃料の状況は、上記4(6)方に記載したとおりである。

5 「5 本件事故で放出された主な放射性物質」について

認める。

6 「6 本件事故による放射性物質の放出」について

(1) 「(1) 放出量」について

概ね認める。なお、表の計算式中の「 10^{17} 」、「 10^{16} 」、「 10^{15} 」は、それぞれ「 10^{17} 」（10の17乗）、「 10^{16} 」（10の16乗）、「 10^{15} 」（10の15乗）が正しい。

(2) 「(2) 放射性物質を含む汚染水の海への放出」について

ア 「ア 意図的な放出」について

概ね認める。

イ 「イ 意図しない流出」について

概ね認める。なお、第2段落のうち、海への流出の確認をしたのは、立坑閉塞作業を実施していた作業員ではない。当該作業員が確認したのはピット内に水が流入していることだけであり、確認した時間は5月11日13時30分頃である。その後に調査したところ、調査担当者が、同日16時05分頃に当該ピットから海への流出を確認したのである。

(3) 「(3) 現在も続く放射性物質の放出」について

1～4号機の核燃料が環境に露出したままであること、平成23年8月下旬頃に再臨界が発生した疑いがあることは否認し、その余は概ね認める。1～3号機については、上記4(6)カに記載したとおり、核燃料が外部に露出している事実は確認されていないし、4号機については、定期点検中であったことから、原子炉に核燃料が装填されていなかった。なお、現時点における1～3号機からの放射性物質（セシウム）の1時間当たりの放出量は、本件事故の発生時に比べ約8000万分の1に低減している。

7 「7 （主位的主張）本件には原子力損害の賠償に関する法律3条1項が適用される」について

(1) 「(1) 原賠法3条1項」について

認める。

(2) 「(2) 被告は原子力事業者である」について

認める。

(3) 「(3) 原告の損害は原子力損害に該当する」について

原子力損害賠償紛争審査会が平成23年12月6日に策定した中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）に、原告が指摘する損害項目が記載されていることは認めるが、その余の主張は争う。原告の主張する損害は、「法律上保護される利益」に対する侵害とはいえないし、本件事故と相当因果関係を有する原子力損害に該当するものでもない。

(4) 「(4) 小括」について

争う。

8 「8 （予備的主張）被告は一般不法行為責任（民法709条）を負う」について

(1) 「(1) 被告の結果予見可能性および結果回避義務違反」について

ア 「ア 地震による外部電源喪失」について

(7) 「(7) 本件原発の外部電源の概要」について

認める。なお、「遮断機」（23頁18行目）は「遮断器」が正しい。

(i) 「(i) 本件地震による外部電源喪失」について

東電原子力線の地下ケーブルの損傷の原因が地震であること、地震による外部電源の受電停止がなければその後の全交流電源喪失に陥ることはなかったことは不知。その余は概ね認める。地下ケーブル損傷の原因は特定されていない。なお、「遮断機」（24頁1行目）は「遮断器」が正しい。

(v) 「(v) 外部電源受電関係設備の設置における注意義務（独立性の具備）」について

原子力安全委員会の安全設計審査指針48の2の内容、本件原発の各号機が2回線以上の送電線を有していたこと、川口健氏が作成した資料に原

告が指摘する記載があることは認めるが、原告の評価・主張に係る部分は争う。

(I) 「(I) 外部電源受電関係設備の設置における注意義務（耐震性の具備）」について

外部電源設備が耐震指針において耐震クラス対象になっていなかったという点は否認し、原告の評価・主張に係る部分は争う。外部電源設備についても、耐震設計審査指針において耐震クラス対象となっており（Cクラスに該当）、本発電所における外部電源設備も当該指針を満たすものであった。

(オ) 「(オ) 被告による注意義務違反」について

否認ないし争う。

イ 「イ 1号機原子炉配管の耐震強度が不足していたこと」について

(ア) 「(ア) 被告の主張」について

被告が中間報告書において原告が指摘する見解を示しているという点は認め、原告の評価・主張に係る部分は争う。

(イ) 「(イ) 1号機事故の時系列」について

認める。

(ウ) 「(ウ) 被告主張と矛盾する客観的証拠の存在及び放射性物質の放出の原因が地震であることを基礎づける証拠の存在」について

aのうち、当直の引継日誌に「15時29分、MP-3Hi-Hi 警報発生」という記載があることは認めるが、津波（第2波）が到達する以前の段階で、本件原発が既に損傷（放射性物質を放出）していたことは否認する。上記4(6)エに記載したとおり、地震発生（14時46分）から津波到達前（15時27分頃）までの間、原子炉や格納容器雰囲気監視系のモニタ等に異常な値は検出されていないことが計測記録で確認できることから、燃料棒が破損して放射性物質が環境中に放出されたとは考え難い。

bのうち、地震によって1号機ICないし再循環系の配管に損傷が生じたこと、原子力安全基盤機構の解析によってそのことが根拠づけられることは否認する。そのような損傷が生じたことは確認されていない。なお、原子力安全基盤機構が作成した「福島第一原子力発電所1号機非常用復水器（IC）作動時の原子炉挙動解析」に関する原告の引用は正確ではない。正確な記載は、「IC作動時に原子炉圧力が急速に低下している点に関して、破損による漏えい等の可能性が議論されているため、漏えいを仮定した感度解析を行った。ここで仮定した漏えい面積0.3cm²以下の場合、原子炉圧力・原子炉水位の解析結果と実機データとに有意な差は無い。」というものである。

cは認める。

(i) 「(I) 小括」について

争う。

ウ 「ウ 津波」について

被告に注意義務違反があったとする主張は争い、貞観地震における津波の高さは不知。その余は概ね認める。なお、「高さ8.4～10.2メートルの津波」（29頁9行目）は「O. P.（小名浜港工事基準面）8.4～10.2メートルの津波」とするのが正しい。

エ 「エ 長時間のSBO」について

安全設計審査指針に関する記載については認めるが、原告の評価・主張に係る部分は争う。その余は不知。

オ 「オ 独立性を欠いたEDG設置方法」について

1号機のEDG2台がいずれもタービン建屋地下1階に設置されていること、非常用所内電源系に関する安全設計審査指針に関する記載については概ね認めるが、原告の評価・主張に係る部分は争う。その余は不知。

カ 「カ ベント用フィルター設置の懈怠」について

本件原発にベント用フィルターを設置していなかったことは認めるが、ベントの際に放出される水蒸気は大量の放射性物質で汚染されているという点は否認し、原告の評価・主張に係る部分は争う。その余は不知。S/Cからのベント（いわゆるウェットベント）を行うことにより、水蒸気逃し安全弁からの炉内蒸気はS/C内の水中に放出されてから大気中に放出されるので、水により放射性物質を減少させることができる。

9 「9 原告の損害」について

(1) 「(1) 放射能汚染のない環境において生活する権利の侵害」について

ア、ウの主張は争う。イのうち、東京都の水道水から乳児の飲用に関する暫定的な指標値を超える濃度の放射性物質が検出されたことは認めるが、その余は不知。

(2) 「(2) 受忍限度を著しく超えた被害」について

原告が指摘する裁判例が存在することは認めるが、その余の主張は争う。

(3) 「(3) 侵害行為の態様」について

本件原発から放射性物質が大量に放出されたことは認めるが、その余の主張は争う。

(4) 「(4) 侵害の程度」について

ア 「ア 放射線被曝の危険性」について

(7) 「(7) 放射線および放射能、放射性物質」について

概ね認める。なお、「(等価線量)」(35頁12行目)は「(実効線量)」が正しい。

(1) 「(1) 放射線障害」について

概ね認める。

イ 「イ 顕在化した健康被害」について

不知。

ウ 「ウ 外部被曝及び内部被曝による遺伝子障害の潜在的危険」について

(7) 「(7) 水道水汚染について」について

東京都民の間で放射性物質による健康被害への現実的な不安と恐怖が一気に広まったという点は不知。その余は概ね認める。なお、東京都がペットボトル入り飲料水を配布したのは正確には「1歳未満の乳児」に対してである。

(イ) 「(イ) 放射性物質の降下」について

東京都内にも人体に害を及ぼす危険のある相当量の放射性物質が降下していることは明らかであるという点は否認し、その余は概ね認める。

(ウ) 「(ウ) 海洋及び水産物の放射能汚染」について

平成23年10月5日に東京築地市場で購入されたヒラメ（茨城県大津港産）から103ベクレル/キログラムの放射性セシウムが検出されたこと、本件事故による放射性物質の飛散、被告による放射性汚染水の海への放出により東京都・神奈川県沿岸海域にも放射性物質による海洋汚染は広がっていることは不知。その余は概ね認める。

(イ) 「(イ) 食品の放射能汚染」について

a 「a 牛肉について」について

農林水産省が畜産農家に対して、稲藁などを餌に使用する場合は原発事故前に刈り取って屋内に保管していたもののみを使用するよう通知していたという点は認め、その余は不知。

b 「b 葉物野菜について」について

平成23年3月20日に千葉県旭市産の葉物野菜から放射性ヨウ素が検出されたという点、千葉県が旭市に対して出荷自粛を要請したという点、政府が千葉県に対して旭市産のサンチュ等について出荷制限を指示したという点、3月31日に千葉県が香取市産ホウレンソウについても出荷自粛を要請したという点、政府が4月4日に香取市産ホウレンソウについて出荷制限の指示をし、同月22日に出荷制限を解除したという

点、3月24日に東京都産小松菜から890ベクレル/キログラムの放射性セシウムが検出されたという点は認め、その余は不知。

c 「c 茶葉について」について

平成23年5月11日に神奈川県が南足柄市で採取した茶葉から暫定基準値を超える570ベクレルの放射性物質が検出されたと発表したという点、神奈川県が南足柄市や農協に対して出荷自粛を要請したという点、政府が6月2日に神奈川県に対して茶葉の出荷制限を指示したという点は認め、その余は不知。

d 「d 米について」について

福島県大波地区産の米が東京都内に流通している可能性があるという点は否認し、平成23年10月12日に福島県知事が福島県産米の安全宣言を表明したという点及び福島県が大波地区の全農家について米の流通状況を調査した結果に関する部分については不知。その余は概ね認める。福島県水田畑作課の平成23年11月9日付けプレスリリースによると、大波地区産の米が「一般消費者には販売されていないことを確認した」とのことである。なお、福島県産の新米の調査については、「県内1174地点全ての検体」（40頁17行目）ではなく、「県内48地点の1174の検体」が正しい。

e 「e 小括」について

不知。

(オ) 「(オ) 小括」について

争う。

エ 「エ 原告の精神的損害（深刻な被害の具体的危険性）」について

冒頭の3行の主張は争う。

(ア) 「(ア) 平成23年3月12日以降に原告が入手した情報」について

不知。

告は、上記4(6)カに記載したとおりの推定を行っている。

(7) 「(7) 小括」について

原子力損害賠償紛争審査会が中間指針追補において、自主的避難等対象区域の子供及び妊婦について、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として一人40万円を目安としたことは認め、その余の主張は争う。

以上

次回から合議

→ Fri に変更

6/8 提出 → 6/15 Fri PM 1:15 ~

6/10 号三法延

(4) 「(4) 客観的状況」について

冒頭の3行は不知。

a 「a 田坂広志内閣官房参与（当時）」について

不知。

b 「b 吉田昌郎本件原発所長（当時）」について

原告が指摘する内容の発言を吉田所長がしたとのマスコミ報道がある限度では認めるが、被告が確認しているのは、「3月11日から1週間で死ぬだろうと思ったことは数度あった」、「6月いっぱいまでかなり大変な思いをした。本当に安定してきたのは7、8月」といった趣旨の発言だけである。

c 「c 細野首相補佐官（当時）」について

不知。

d 「d 被告自身による本件原発からの撤退要請」について

平成23年3月15日に被告が本件原発から作業員全員を撤退させたいと申し入れたことは否認し、枝野官房長官（当時）の認識は不知。

e 「e 東京でも避難が必要になる危険性」について

原告の主張する具体的危険性の主張は争い、原告の想定内容は不知。

(4) 「(4) 小括」について

争う。

(5) 「(5) 被侵害利益の性質と内容」について

争う。

(6) 「(6) 侵害行為の開始とその後の後続の経過及び状況」について

本件事故が完全には収束していないという点、放射性物質の拡散が現在も続いているという点、溶融した核燃料がどこにどれだけ存在するか不明であるという点、国が平成23年12月16日に本件事故について収束宣言を行ったという点は認め、その余の主張は争う。なお、現在の核燃料の状況について、被